

岡山市富崎地内橋梁健全度調査業務委託 特記仕様書

本業務は、富崎地内の架けられている橋梁の健全度を調査するものである。施行に当たっては、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

1 履行期限を厳守すること。

2 配置技術者について

(1) 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、現場責任者及び主任技術者、照査技術者の届け出を行い、承認を得ること。その際、主任技術者は、下記のいずれかの資格を有し、3ヶ月以上継続して所属する者とする。

- ・建設コンサルタント登録規程別表に掲げる鋼構造及びコンクリート部門に係る技術士
- ・登録技術部門が鋼構造及びコンクリート部門であるRCCM
- ・国土交通省登録資格（点検・診断等業務に活用できる資格）に掲載があり、下記のア及びイに該当する登録資格を有すること。

ア 道路部門（橋梁（鋼橋））において、点検業務及び診断業務に活用できる資格であること。

※ 点検業務及び診断業務に活用できる資格は、1つの登録資格で満たす必要はない。

イ 道路部門（橋梁（コンクリート橋））において、点検業務及び診断業務に活用できる資格であること。

※ 点検業務及び診断業務に活用できる資格は、1つの登録資格で満たす必要はない。

- ・技術管理者（鋼構造及びコンクリート）

(2) 受注者は、現場にて調査を行う者についても、道路橋の健全度調査を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者を配置すること。

また、橋梁健全度調査に係る研修・講習会への参加や、橋梁健全度調査に活用できる資格（国交省登録民間資格等）の取得を積極的に行い、技術の向上に務めること。

3 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、初回協議を行うこと。その後、速やかに現地踏査を実施するとともに現地状況に応じた調査方法の確認を行い、監督員に調査計画書を提出することとするが、調査方法について設計図書に記載している方法によりがたい場合等は、調査方法毎に数量を取りまとめ、監督員との協議の上変更の対象とする。

4 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

5 業務内容は以下のとおりとする。

(1) 現地踏査

調査対象となる橋梁について、既存資料の確認を行った上で現地踏査を行い、橋梁の立地環境、

交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を確認する。現地踏査結果として、既存資料の有無、資料と現地状況の不一致、現地写真等を整理し、提出すること。

また、防護柵の設置がある場合には、高さを計測し写真などを提出すること。

(2) 設計計画書作成

業務の目的・主旨を把握した上で、調査対象となる橋梁について、現地踏査に基づき、調査スケジュール及び調査方法、関係機関協議の有無等について整理する。

(3) 橋梁調査業務

① 寸法調査(板厚測定含む)

添付している「07 富崎地内橋梁図面(参考図)」を参考に調査を実施するものとする。

② 既設上部工復元設計

③ 上載荷重算定(耐荷力照査)

上載荷重算定することにより、以下の荷重に対する照査を行う。

- ・ 車両通行の安全性の確認
- ・ 安全性に問題があった場合、何t車まで通行可能か。
- ・ 歩道としては現状で通行可能か。
- ・ 車両通行不可の場合、橋梁改修で通行可とできるか。

④ 修繕方法検討

上記照査結果より、存置可能な修繕方法検討及び概算工事費の算定を行う。

⑤ 関係機関協議用資料作成

1級河川秋芳川管理者との協議資料作成。

初回河川協議用の断面図作成作業も含む。

⑥ 橋梁点検(地上、はしご)

- ・ 「岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)(令和7年6月)」に基づき実施するものとする。
- ・ 現地踏査及び調査時において、支承周辺への土砂の堆積や実生木、ゴミの不法投棄等を確認した場合には、撤去するなど必要な措置をとってから調査を行い、監督員に報告すること。
- ・ 第三者に被害が生じる恐れがある損傷(コンクリートのうき等)を発見した場合は、調査時に応急処置を施すとともに、監督員に報告すること。
- ・ 現地踏査及び調査時に、橋梁全体としての判定区分Ⅳとなるような損傷を確認した場合には、直ちに監督員に報告すること。なお、報告にあたっては、写真、判定した根拠、応急措置方法など併せて提出すること。
- ・ 狭隘部で桁下空間が無く、物理的に目視による調査が困難な場合は監督員と協議をすること。なお、桁下空間が狭隘で桁下への進入ができない場合、目視調査が困難な場合には、狭隘部調査カメラ等のデジタル機器を用いた調査とする。また、河川、用水、水路の水位が低下しない場合などについては、水替等を行わず可能な範囲での近接目視による調査とする。
- ・ 現地状況によりガス探知機が必要になる場合は、監督員と協議を行うこと。
- ・ 上記以外についても、適切な対応を心掛けるとともに監督員に連絡すること。

③点検調書作成

- ・「岡山県道路橋点検マニュアル(案)(令和7年6月)」に基づき、橋梁毎に点検シートを作成する。
また調査結果を基に、国報告様式(点検表記録様式)を作成するほか、「調査者の資格、新技術の活用状況等に関する調査(橋梁)」へ調査者の資格、受講した講習の記入を行うこと。
- ・点検シートには上部工図及び下部工図を作成し、損傷位置を明記する。

④報告書作成

電子データ 2部、報告書 2部

6 各種図面のファイル化について

- (1) 基本シート及び桁下図は、橋梁毎に電子ファイル化して提出のこと。(ラスターデータへの変換)
- (2) 紙図面をT I F Fファイル化する場合は、スキャナーで300DPI以上の精度で読み取ること。
- (3) ファイル形式はT I F F (*.tif)とし、通常、色数はモノクロ2値(G4、G3、非圧縮)とすること。(通常は、非圧縮以外を選択すること)
ただし、カラー資料の提出が必要な場合は、監督員と協議すること。
- (4) 記録媒体はDVD-R等とする。フォーマット形式については監督員と協議すること。
- (5) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下のとおりウイルスチェックを行うこと。(格納された全てのファイルについて実施)
 - 1) 市場性のある(シェアの高い)ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて(チェック前に最新データを取り込んだ後)ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
 - 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。
- (6) 受注者がCADソフト等を利用している場合は以下によること。
 - 1) 使用のCADソフト等によるファイルをCD-R等に保存(上記による)して提出のこと。
 - 2) CADソフト等による図面は、別途T I F Fファイル化(上記による)し、電子ファイルに保存(上記による)して提出のこと。
 - 3) 使用のCADソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。
 - 4) CADソフトはS X Fレベル2に対応しているものを使用すること。(可能な範囲)

7 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 ウィークリースタンスの推進

- (1) 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における

就業環境改善の取組)の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー(水曜日)は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー(水曜日)に資料作成の依頼を行う場合は、翌日(木曜日)を期限日としない。
- ④ 金曜日(休前日)に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後5時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。(休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。)
- ⑨ その他、任意に設定。

(2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時(実施内容を設定した日)から工期末までとする。

(3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

9 新技術等の活用について

(1) 対象施設の調査の実施にあたっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において、「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術や、その他近接目視調査を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を監督員と協議の上、実施すること。また、監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

(2) 対象施設の修繕、更新等の検討にあたっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討などを監督員と協議の上、実施すること。また、監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

なお、新工法や新材料などの新技術等とは、「NETIS登録技術」や「点検支援技術性能カタログに掲載されている技術」、また、「メーカーの新製品などで従来技術と比較してコストの縮減や事業の効率化等が期待される技術」などを対象とする。

10 その他

(1) 調査については「国土交通省 道路局 道路橋定期点検要領(令和6年3月)」に基づくほか、「岡山県道路橋点検マニュアル(案)(令和7年6月)」に従い実施すること。

(2) 調査業務の実施にあたっては、十分安全に留意すること。

(3) 橋梁調査結果・写真・調査調書及びその他橋梁諸元（修正・追加）について、国報告様式（点検表記録様式）は「国土交通省 道路局 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月」の様式に記入したものを提出すること。

国報告様式参考 URL : https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_6.pdf

(4) 調査方法については、梯子等によるものを想定しており、契約後現地踏査の結果、現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。

(5) 関係機関協議資料作成については、秋芳川管理者を見込んでいる。現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。

(6) 交通誘導員及び安全費については、交通誘導員 B を 1 人、安全費は 1 日を見込んでいる。

(7) 納品用電子データの中に、報告書のデータ及び対象外となる橋梁を決定した際の打合せ記録簿、協議資料のデータを格納すること。

(8) 国報告様式（点検表記録様式）については、電子データの中に別途ファイルを作成して、まとめて格納すること。